

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、本県にも影響のあった令和元年台風19号災害をはじめとした近年の災害に係る教訓等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しましたので報告します。

1 背景

昨年10月の台風15号、19号など、今年度は日本全国で自然災害が頻発する年となった。

中でも、台風19号では、東日本を中心に土砂災害、河川氾濫が発生し、避難行動の遅れなどによる多数の死傷者、住宅、公共土木施設及び鉄道等に甚大な被害をもたらした。

鳥取県でも、台風19号では、塩害等による停電も発生し、さらなる対策の充実強化を図っていく必要がある。

このため、本県では令和元年台風19号における県内外の状況を教訓とし、豪雨に係る現在の防災対策を検証し、人命を確実に守る安全・避難対策のあり方について整理し、その方向性を見出すことを目的として「防災避難対策検討会」及び「水防対策検討会」を設置し議論を重ね、本年3月に報告書を取りまとめることとしている。

令和元年に発生した災害等の教訓、上記検討会での取りまとめ結果等を踏まえ、県地域防災計画を修正する。

2 主な修正内容

(1) 「防災避難対策検討会」及び「水防対策検討会」の最終とりまとめ（3月）を踏まえた安全・避難対策等に係る見直し

ア あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保

- ・ 開設当初の避難所は、必ずしも長期化を視野に入れたものではないため、生活の質を確保するためには、当面の間は自助対応も必要となることについて、理解を深める必要がある。

(災害予防編（共通）第1部総則 第4章県民の防災活動)

- ・ 市町村は、避難所運営を円滑に実施するため、「鳥取県避難所機能・運営基準」や「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考として、次の事項に留意した避難所運営マニュアル等をあらかじめ策定するものとする。

(1)～(8) 略

(9) 女性や乳幼児を同伴している子育て家庭等のニーズを踏まえた対応

(10)～(12) 略

(13) 短期避難対応から長期避難対応への切り替えの手順

(14) 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築

(15) 受け入れ条件の厳しい要配慮者やペット同伴者など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置

(16) ペットと同行して避難できる環境の検討

(災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の開設)

- ・ 県及び市町村は、要配慮者をはじめとするあらゆる人を避難所で受け入れられるよう備蓄の充実強化に努める。

(市町村の連携備蓄品目)

保存食（乾パン等）、要配慮者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉乳・ミルク、保存水（ペットボトル）、飲料水用ポリタンク・給水パック（袋）容器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、折畳式簡易トイレ（パック式セット）、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急医療セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池（単1、単3）、防水シート（グランドシート）、ロープ（シート張り、救助用）、タオル、ウェットティッシュ、衛生対策汎用セット（口腔ケア用品、消毒

薬など)

(県の備蓄)

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器、プライベート用テント、ストーマ
装具、オストメイト専用ポータブルトイレ等）の備蓄を重点的に行う。

（災害予防編（共通）第8部食糧・物資調達供給計画 第1章物資の備蓄及び調達体制の整備）

- ・市町村は、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、必要な支援を行うとともに、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。

また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（県本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。

（災害応急対策編（共通）第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設）

イ 分かりやすいハザード情報提示など、住民の避難意識の向上

- ・県は、市町村と協力し、河川の浸水CG等を作成し、県民が災害を見ることができるとともに、住民主体で避難基準が作成できるよう避難スイッチの取り組み等を推進していくものとする。

（災害予防編（共通）第1部総則 第2章防災知識の普及啓発・防災意識の高揚及び災害教訓の伝承）

ウ 停電対策

- ・備蓄した発電機及び外部給電器について、機能を最大限発揮できるよう災害時の配備方法等について事前に検討しておくものとする。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備）

エ 広域避難のあり方

- ・県、市町村は、避難所が不足する時、水害時の川や浸水地域を超えた避難を回避する時及び大規模広域災害が発生した時等（以下「大規模広域災害発生時等」という。）に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第1章避難体制の整備）

- ・県は、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる拠点型避難所の指定が促進されるよう市町村への支援等に努める。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第1章避難体制の整備）

オ 避難につなげる水防対策の推進

- ・県は、近年頻発している治水施設の能力を超える豪雨や洪水に備え、できる限り越水による堤防決壊を遅らせて避難の時間を稼ぐ対策など、安全な避難につなげる以下の取組を推進する。

- (1) 堤防舗装や維持管理強化等による堤防強化対策
- (2) バックウォーター区間等における河道掘削及び樹木伐採の重点実施（バックウォーター対策）
- (3) 河川情報基盤施設（水位計、河川監視カメラ等）の整備及び情報発信
- (4) 浸水想定区域に関する住民理解の促進
- (5) ダム放流に関する安全・避難対策

（風水害対策編 第1部災害予防計画 第1章風水害等予防対策）

カ より正確な避難開始の判断基準の検討

- ・時間雨量や水位計、監視カメラ等の監視機器データ等を活用し、より正確な避難開始の判断基準について検討していく。

（風水害対策編 第1部災害予防計画 第4章ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化）

(2) 大規模停電等に備えた中国電力との協働体制整備等

- ・県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の態様によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて中国電力は県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。
- ・県がヘリコプターやドローン等で把握した被害情報を必要に応じ中国電力に提供するものとする。
- ・県や市町村等による協力が必要な場合は、県は可能な範囲で協力するとともに市町村等との調整に協力するものとする。

(災害応急対策編(共通)第15部ライフライン対策計画 第2章電力施設応急対策)

(3) 国の防災基本計画の改正を踏まえた見直し

ア 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

(ア) 住民の行動等を支援する防災情報の提供

- ・県は、ホームページ等により、災害に対する日ごろの備えや、災害が発生した際にとるべき適切な行動、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベル等についての普及啓発や気象等の特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報等の情報及び津波警報等の地震・津波に関する情報の提供を積極的に行うこととする。

(災害予防編(共通)第1部総則 第2章防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承)

イ 昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

(ア) 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

- ・県(福祉保健部、生活環境部)及び市町村は、国と協力し、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害ボランティア活動時の連携が円滑に図られるよう努める。

(災害予防編(共通)第10部共助共同推進計画 第2章ボランティア受入体制の整備)

ウ その他の修正

(ア) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化

- ・県(危機管理局、地域づくり推進部、福祉保健部)及び市町村は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動(受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等)について、意見交換を行う情報共有会議を整備するとともに、研修や訓練を通じて体制強化に努める。

(災害予防編(共通)第10部共助共同推進計画 第2章ボランティア受入体制の整備)

(4) その他の見直し

ア 女性の視点に立った避難所運営の実現

- ・男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(災害応急対策編(共通)第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設)

イ その他、多様な性のあり方に対する理解と配慮

- ・県及び市町村は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。

(災害予防編(共通)第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備)

- ・男女別だけでなく、LGBT等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ(最低1基)の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。

(災害応急対策編(共通)第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設)

ウ ペット同行避難対策の強化

- ・県及び市町村は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて周知や普及啓発に努める。
 - ・県及び市町村は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。
 - ・県及び市町村は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。
- (災害予防編(共通)【第5部避難対策計画 第2章ペット同行避難対策の強化)

エ 行方不明者等の個人情報の取扱い

- ・大規模災害等により多数の人的被害や行方不明者が発生した場合、行方不明者の氏名等を公表することで捜索対象を絞り込む効果が期待できる。このため災害時に適した個人情報の取扱方針について平時から整理しておく必要がある。
 - ・行方不明者等に関する個人情報の公表は原則的には家族等の近親者から同意を得るよう配慮するものとする。ただし、例えば行方不明者の捜索活動を効率化する場合等、迅速に公表する必要がある場合には、同意を得る時間的猶予がない場合には、その状況に置ける人命の保護と、個人情報の保護との優先順位を踏まえて同意の取得の必要性を判断するものとする。
- (災害応急対策編(共通)第3部情報通信広報計画 第3章災害情報の収集及び伝達)

オ 報道機関との連携

- ・県、市町村は、報道機関と連携し、地域のハザード情報などを加えた災害報道等を県民に伝わりやすく発信する手法等について研究等を行う。また、山陰両県、ラジオ局(エフエム山陰、山陰放送)等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の制作等に取り組む。
- (災害予防編(共通)第1部総則 第2章防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承)

カ 防災分野における新技術の活用

- ・県は、科学技術基本計画において推進することとされている「Society 5.0」の趣旨を踏まえ、ICTを活用する等、必要に応じて新技術を取り入れ、国、市町村と一体となって防災対策の充実強化を図るよう努める。
 - ・対策の検討や実施に当たっては、分野に応じた専門性を有する事業者や研究機関等とも必要に応じて提携する等、様々な主体が専門性を活かして最大限の成果を発揮できるよう配慮するよう努める。
- (災害予防編(共通)第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備)

キ その他 文言の修正等の軽微な修正を行った。

- ・気象庁が発表する各種注意報・警報の発表基準の時点修正。
- ・組織改正に伴う修正(元気づくり総本部→令和新時代創造本部 等) 等

(5) パブリックコメント結果を踏まえた修正

ア 外国人の避難所運営への参画

- ・日本語の意思疎通ができる外国人など多様な主体で避難所運営ができるよう努める。
- (災害予防編(第5部)避難対策計画 第3章 指定緊急避難場所・指定避難所の整備 ほか)

イ 文化財対策

- ・災害時に対応するためには、平常時より指定等については当然のこと、未指定文化財についてもその所在や所有者等をできる限り把握しておくことが必要であり、市町村文化財保護部局や県関係機関等と情報共有等を行うものとする。

(災害予防編(第12部)文教対策計画 第1章 文化財災害対策)